

図表 I-2 (4) ② 成長が期待される分野の概要 (山梨県産業振興ビジョン)

成長が期待される分野の概要		
産業分野	概 要	産業領域
I. 国内外の人々の多様な交流が生み出す産業分野	本県のもつ優れた自然や歴史・文化・産業などを活用し、体験・学習・創造などの活動を通じて、国内外から訪れる多くの人々との交流により、観光・農林業、地域産業などに大きな波及効果をもたらす産業分野	1. インバウンド観光 2. 地域ブランド産業とこれを活用したニューツーリズム (地域ブランド・ツーリズム)
II. 「やまなし」の地域資源を活用し、地域経済の好循環を生み出す産業分野	生産・加工・販売、サービスまでを一体化した農業や、川上の林業から川下の住宅産業を連携させた林業・木材産業など、本県の強みである農業資源や森林資源をはじめとする様々な地域資源を活用した新連携分野	3. 6次産業化を目指すやまなしモテル農業 4. 森(川上)里(川中)街(川下)をつなぐ「森林・林業・木材産業」
III. 地域振興や地域課題の解決につながる地域資源・サービスを提供する産業分野	地域の活性化や地域環境の維持、子育てや介護支援など地域が抱える様々な課題に、NPOなど多様な主体が、ビジネスの手法で取り組み、その解決を図っていく産業分野	5. ソーシャルビジネス ● 地域振興型 ● 介護・子育て支援型
IV. 日本のものづくりを支える競争力の高い技術・技能を生かす産業分野	機械電子産業をはじめ、本県のものでづくり産業が持つ加工技術や生産用機械製造技術を生かして、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションに対応したものでづくりを進める産業分野	6. クリーンエネルギー関連産業 7. スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業 8. 生産機器システム産業
V. 健康、保健・保養、介護など新たな需要が見込める産業分野	世界レベルでの健康志向の高まりや、高齢化の進展などによる、人々の様々なニーズに対応した、医療、ものづくり産業、ウェルネス・ツーリズム、安全・安心な食品産業が融合した新たな産業分野	9. 医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業 10. ウェルネス・ツーリズム 11. 安全・安心な食品産業

(出典：山梨県産業振興ビジョン概要版)

② ダイナミックやまなし総合計画

山梨県は、後藤知事の政策構想を取り入れた形で平成27年12月に「ダイナミックやまなし総合計画」を作成した。

ダイナミックやまなし総合計画では、今後、山梨県の目指すべき地域社会は「輝きあふりん プラチナ社会」であり、目指す未来の姿である生き生きとした暮らし、活発な活動と交流の舞台である100万人都市・やまなしを構築するために、地域経済の活性化、安定的な雇用の創出、暮らしやすさの向上を図っていくことが必要であると示されている。

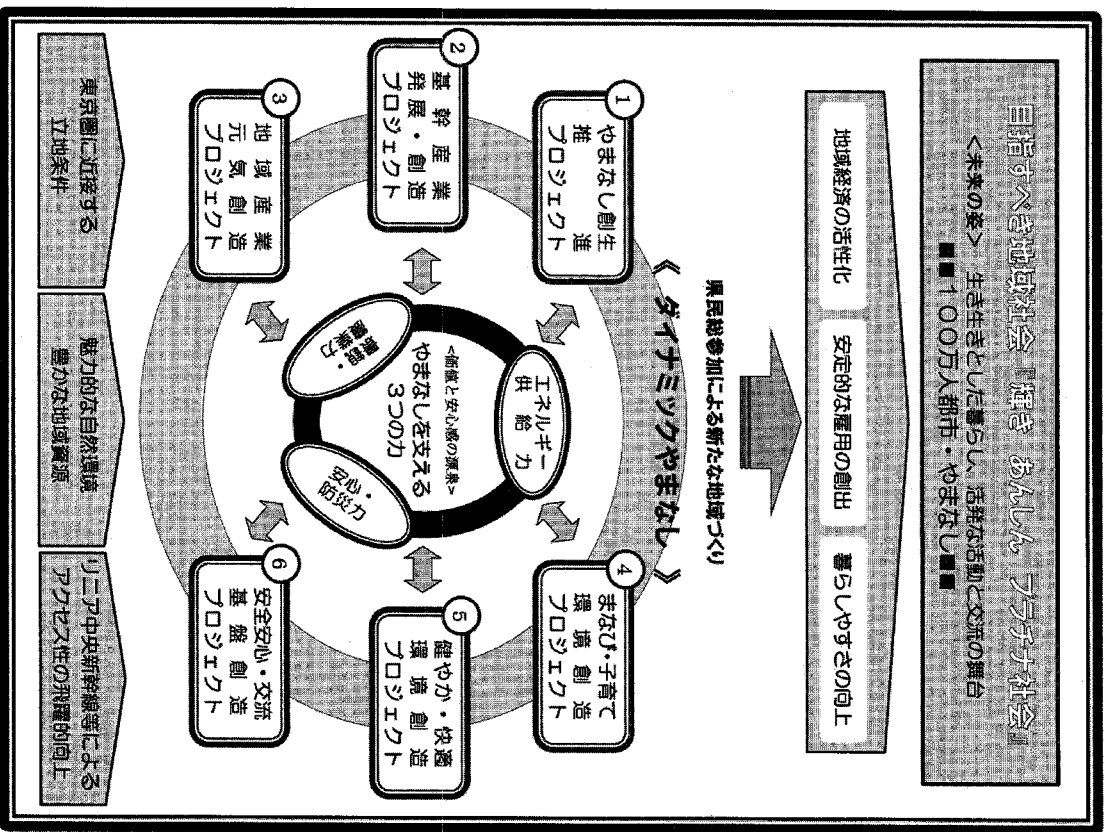
そのための主なプロジェクトは、以下の通りである。

- 1 やまなし創生推進プロジェクト
- 2 基幹産業発展・創造プロジェクト
- 3 地域産業元気創造プロジェクト
- 4 まなび・子育て環境創造プロジェクト
- 5 健やか・快適環境創造プロジェクト
- 6 安全安心・交流基盤創造プロジェクト

公表資料には、各プロジェクトに含まれる各政策の基本的な考え方や政策の実現に向けた取り組みの方向、期待される政策効果が記載されている。

今後、このダイナミックやまなし総合計画の推進により、山梨県が目指すところの「輝きあふりん プラチナ社会」が構築されることが期待される。

図表 1-2 (4) ③ ダイナミックやまなし総合計画 概念図



(出典：山梨県 HP)

II. 全般的・共通の課題と対応

今般包括外部監査を行った山梨県の産業振興政策に関する個別の指摘を行う前に、全般的・共通のどのような方向に向かうべきかを示す。

1. 産業政策における政策目標の明確化と関連付け

意見 (II-1)

山梨県産業振興ビジョンでは、対象となる産業分野や産業領域において、目指すべき具体的目標や目指す姿をさらに明示し、ビジョンの実現のために個々の政策の行うべき内容や政策間の連携、役割分担を一層明確化することが期待される。また県内人口の増加や企業数の増加を実現するため、成長産業の育成や集積を促進する政策の実行においては、さらに県外からのベンチャー企業誘致など工夫が必要であり、基本戦略の策定と政策間の関連づけを行うことが望ましい。

まず全般的に、産業政策が多分野にわたって実施されており、政策間の関連づけや位置づけ、役割分担が明示的でなく、全体を貫く基本戦略やプログラムデザインがわかりにくいことが挙げられる。「山梨県産業振興ビジョン」に示された産業分野や産業領域の将来のあるべき姿と、その実現に向けた個々の政策のあり方、さらには、政策間の役割分担や連携のあり方を示した、産業政策分野の基本戦略やプログラムデザインを明確化することで、政策効果の極大化を図り、さらなる県内産業の発展につなげていくことが望ましい。

(1) 政策の具体的目標と明確化

「山梨県産業振興ビジョン」では、「今後成長が期待される5つの産業分野とそれらに含まれる11の産業領域」について、成長を実現するような事業者の経営革新を促進することを旨とし、各種の政策が実施されている。各政策はそれぞれ目的に沿って着実に実施されていると思われるが、各産業が目指す成長の具体的目標や各事業者の行う経営革新によって実現する地域産業や企業の新たなあり方が全体として整合性を取って明示されると、より一層効果的に政策が実施されると期待される。個々の政策がそれぞれ担当部局にとって意義のある方向性に沿って講じられていることは明白であるが、さらに全体的なビジョンの共有と政策間の関連性、役割分担が明確化されると、目指す山梨県の姿の実現がさらに促進される。

例えば、「成長分野連携参入支援事業」においてクリーンエネルギー関連産業、燃料電池関連産業、スタートアップバイオ関連産業、医療機器関連産業の成長促進のため、既存

の中小企業を中心として事業化への取り組みを支援しているが、さらに「起業創業促進事業」においても当該分野の創業を重点的に支援すれば、産業集積の構築がより一層促進される。企業立地や企業誘致の対象も、目指す成長分野やその関連分野の企業に焦点を当てて実施すれば、より一層集積の厚みが増すであろう。

最終的に5つの産業分野、11の産業領域が何年後にどのような姿になることを目指すのか、そのために個々の政策はどうあるべきで、政策間の役割分担や連携をどのように行うかといった基本戦略が策定され、実行されれば、さらに政策の効果が増大することが期待できる。

(2) 目標実現のための政策実施方法の工夫

山梨県が直面している大きな課題は少子高齢化と社会減による人口減少である。そして、他県と比較して歳入に占める地方税の割合が低いことも課題である。県内への若年層の人口流入を増加させ、かつ地方税収を増大させるためには、諸外国や国内の他地域よりも人件費が高い県内でも成り立つ付加価値の高い事業を創出し、関連産業を含めて集積を形成することが肝要である。そのためには、他地域にはない最先端の技術を生み出す大学や研究機関が核となり、そこから創出された技術を事業化するベンチャー企業が立地し、さらに事業の拡大、製品の量産や関連産業を支える中小企業の集積と連携が必要である。特に先端技術の実用化、事業化においては、新たな事業にチャレンジするベンチャー企業が存在が不可欠であり、県内のみならず県外からもより一層このようなベンチャー企業を呼び寄せるような取り組みを行うことが期待される。

成長が期待される産業における既存事業者の経営革新だけでは、県外から人や企業を呼び込むことは不可能である。成長産業の育成によってどのような地域産業の在り方を表現するのかを明確にし、その基本戦略に基づいてさまざまな政策を関連づけて講じていくことによって、さらなる県内産業の発展が期待される。

2. 先端産業の集積促進とイノベーション・エコシステムの構築

意見(Ⅱ-2)

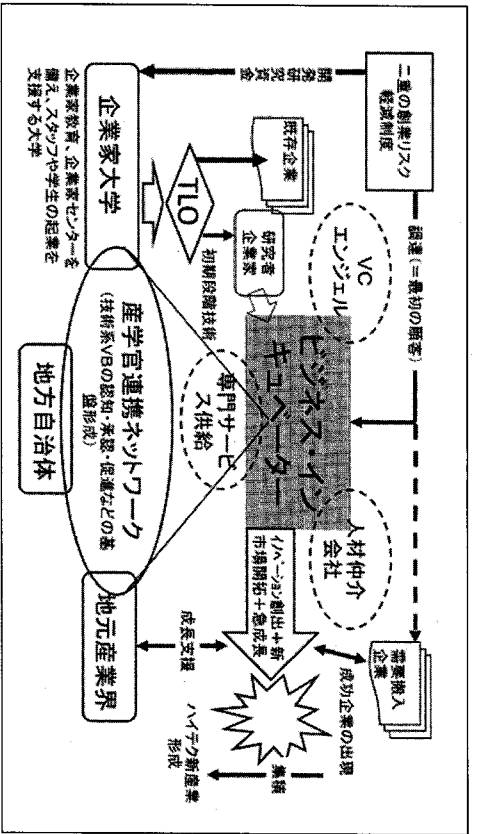
先端的産業の創出・育成、集積形成をさらに促すためには、イノベーション・エコシステムの構築を目指す等を検討することが望ましい。

個々の企業の散発的な創業・成長ではなく、地域経済を目に見える形で変革するような産業集積の形成は、今や地域の発展に不可欠である。しかし、市場の成熟化、縮小に直面している日本においては、地域間、国家間の競争に勝ち、他地域への「輸出」が可能となるような競争力のある産業分野を集積させる必要があり、多くの場合、先端的産業の集積を形成することが必須となる。

イノベーションの創出を伴う先端的産業の集積形成に関する最近の研究では、イノベーション・エコシステムの構築が有効であるとの見方が強い。マイケル・ポーターのいう地域の競争優位を生み出すクラスターの理論では、クラスター内の企業間の差別化圧力によってイノベーションが創出されるとしているが、これでは従来産業のマイナーチェンジが主流となってしまう。シリコンバレーに代表されるようなハイテク産業の集積では、ヒト・モノ・カネ・情報といった経営資源がオーブンのように流通することにより、イノベーションが創出・促進され、技術ベースの企業が次々に生まれる。さらに、これらの新企業を顧客とするインキュベーター、個人投資家であるビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、ある種の投資銀行、及び「生産者サービス」を供給する法律事務所、監査法人、人材供給業者、コンサルティングなど、「新規創業(=creating firms)」に寄与する諸機関の集積(=the cluster of institutions)が生まれる。経済学者のM・ケニーは、新産業の担い手である技術ベースの新企業の活動を「第一経済」、これらの企業にサービスを提供するベンチャー・キャピタルなどを「第二経済」と名付け、第一経済がイノベーションの実現により創出するキャピタルゲインを分け合うことにより、共生し、ともに成長し発展しているとしている。

これはあたかも生物の生態系(Eco-system)のような仕組みであるとして、イノベーション・エコシステムと呼ばれている(Kennedy 2000)。イノベーション・エコシステムは、それぞれのプレイヤーが個別のネットワークを形成して独自に活動しているのではなく、例えばビジネス・インキュベーターを結節点として、ベンチャー・キャピタルや人材供給業者、サポーターインク・インダストリーなどさまざまな経営資源を提供するネットワークの重畳を形成し、ヒト、モノ、カネ、情報、専門サービスを技術ベースの新企業に供給する仕組みが構築されるのである。この技術ベースの新企業創出・成長に向けた支援制度の枠組みは、以下に示すとおりである。

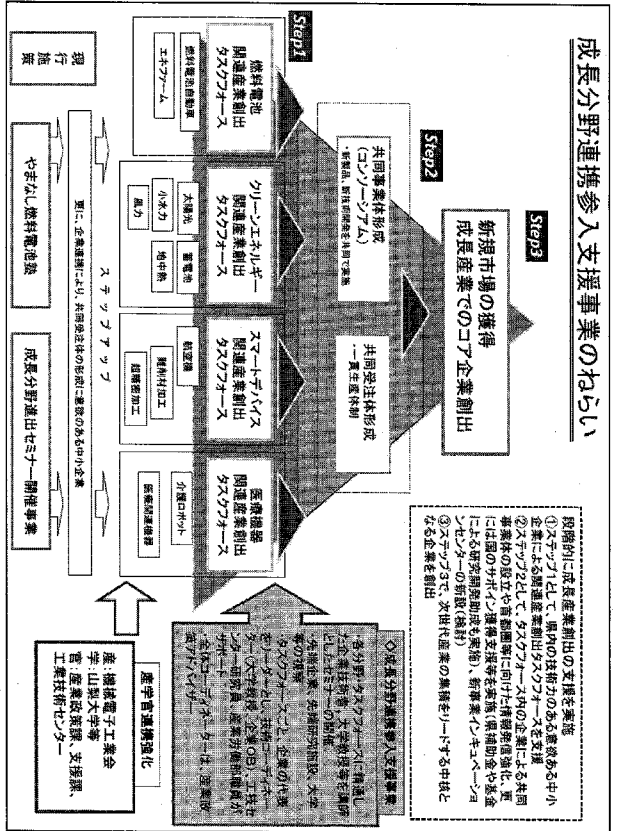
図表 II-2 ① ビジネス・エコシステム構築のための支援制度の枠組み



(西澤昭夫他著(2010)「NTBFsの簇業・成長・集積のためのEco-systemの構築」(RIETI Discussion Paper Series 10-J-024) 独立行政法人経済産業研究所) より筆者(作成)

山梨県においては、個々の支援制度はほぼ整備されていると言われている。例えば、「成長分野連携参入支援事業」によって、燃料電池関連、クリーンエネルギー関連、スワートデバイス関連、医療機器関連のタスクフォースが組織され、産学官連携ネットワークが形成されている。また公益財団法人やまなし産業支援機構が設置・運営するビジネス・インキュベーターもある(設置は山梨県工業技術センター)。またベンチャー・キャピタルファンドとしては、「やまなし新事業応援ファンド」が組成されている。

図表 II-2 ② 成長分野連携参入支援事業に関する体系



(出典：成長産業創出支援提供資料)

さらに、山梨県において研究開発のみならず、研究成果を事業化しようとする教員、スタッフ、学生に企業家教育を行い、起業を支援するような「企業家大学」としての取り組みを期待したい。また大学発ベンチャーや技術系ベンチャーが直面する経営人材の不足を補うような、専門経営人材の供給、仲介を行う組織も必要である。

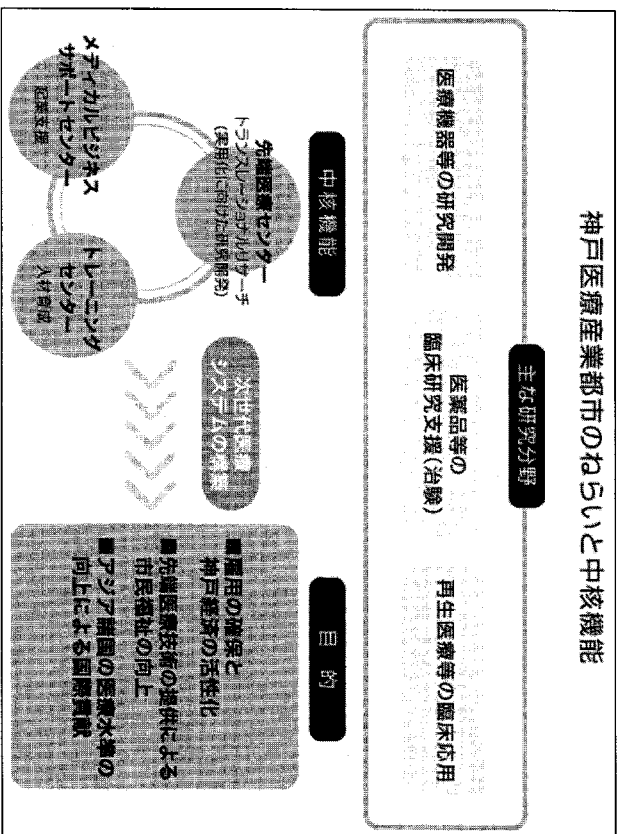
山梨県においては、現在設置されているビジネス・インキュベーターやベンチャー・キャピタルファンド、産学官連携ネットワークなどを有効に活用し、燃料電池、クリーンエネルギー、スワートデバイス、医療機器関連の先端的産業の集積を促進するような、インベシジョン・エコシステムの構築等を目指すことが望ましい。それにより、さらに先端的産業の集積が期待できる。

<イノベーション・エコシステム先進事例① 神戸医療産産都市構想(神戸市) >

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例①としては、神戸市六甲アインランドに形成された先端医療産業の集積を構築した「神戸医療産産都市構想」が挙げられる。同地区には、理化学研究所の研究センターや先端医療センター(病院、研究所)

等の研究所、神戸市立医療センター中央市民病院等の病院、起業支援を行うメディアカルビジネスサポートセンター、研究人材の育成を行うトレーニンングセンターなど、官民の先端医療産業関連施設が集積し、イノベーション・エコシステムが構築され、先端医療産業の創出と集積促進を実現している。

図表Ⅱ-2② 神戸医療産業都市構想



(出典：神戸市役所ウェブサイト 2016年2月15日参照)

＜イノベーション・エコシステム先進事例② かがわ糖質バイオクラスタ形成事業（香川県）＞

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例②としては、かがわ糖質バイオクラスタ形成事業（香川県）が挙げられる。
香川大学農学部の何森健教授が平成3（1991）年に発見した酵素によって、D-グルコースなどの自然界に豊富に存在する天然型の単糖から、D-フコースやL-タガトースなどの希少糖を生産する方法が開発された。希少糖はがん細胞の抑制、動脈硬化の抑制、内臓脂肪の減少、血糖値上昇の抑制、アトリエイジンゲンなど人体に有用な糖であり、希少性ゆえに1グラム1万円を超える値が付く。平成13（2001）年には何森教授の研究

によって希少糖を大量生産する技術が開発され、県内に希少糖の生産と希少糖を使った製品の製造販売を行う産業のクラスタ形成への期待が高まった。

この希少糖の研究を促進し、県内に希少糖の生産企業および関連製品の製造・販売をおこなう企業のクラスタを形成するため、香川県は「かがわ糖質バイオクラスタ形成事業」として、平成16（2004）年に香川大学に寄付研究部門を設置し、糖質バイオ分野の研究開発力を強化するほか、大学で創出された事業化シーズを生かした県内企業の新技術・新製品開発に対して補助するため、1億円を拠出している。さらに香川大学への希少糖研究に対する寄付（平成25年から毎年2,000万円、4年間で8,000万円）も行っている。

なお、香川県では希少糖を活用した産業の発展を目指す「かがわ希少糖ホワイトパレール」プロジェクトを発足させ、平成25（2013）年7月に策定された「香川県産業成長戦略」の中で成長エンジンとなる分野として位置づけられている。本プロジェクトの効果的促進のため、産学官連携による希少糖を中心とした糖質バイオに関する施策検討、情報交換、調整等を行う場として、希少糖戦略会議を組織している。（香川県庁ウェブサイト参照）

図表Ⅱ-2③ 香川県希少糖プロジェクト

県と香川大学、県内企業など産学官が進めている「希少糖プロジェクト」の商品化第1号として、3種類の希少糖の試薬の販売が始まりました。高純度での大量生産に成功したのは世界的にも例がなく、希少糖研究の世界的拠点形成を目指す香川県にとって、大きな1歩となりました。



(出典：「みんなの県政 THE かがわ」平成18（2006）年2月号)

香川大学発のベンチャー企業として、平成18（2006）年に希少糖の生産技術の開発や教育研修を事業目的とする合同会社、希少糖生産技術研究所が設立され、香川県内や関西の製薬会社、研究者が共同出資した。代表社員の一人には、香川大学元学長の近藤浩二氏が参画している。

また、丸亀市の伏見製薬所は希少糖に関する商品化第1号となった試薬を製造・販売している。伏見製薬所はその後、世界初の新規製品を含む11種の希少糖試薬を開発、

販売している。さらに兵庫県伊丹市に本社を置く澁粉・食物繊維メーカーである松谷化学工業株式会社は、D-ブドウ糖などを含む希少糖含有シロップの量産技術を世界で初めて確立し、平成 24 (2012) 年に香川県高松市の州に世界初の希少糖含有甘味料を製造する工場の建設につながった。

合同会社希少糖生産技術研究所からは、希少糖を使った食品の企画、開発、製造や特定保健用食品の申請を目的に、平成 19 (2007) 年に合同会社希少糖食品が設立された。さらに事業目的を希少糖D-ブドウ糖を使った商品の販売に絞ったベンチャー企業、株式会社レアスウエイが平成 22 (2010) 年 6 月に設立された。

地元中小企業においても希少糖を活用した製品開発が盛んになり、高松にある全国的に知名度のある洋菓子店では、焼ボーナツに希少糖である「さぬき新糖」を使っている。また讃岐うどんのだし汁にも使われている。

今後は、食品分野、カーカー等の医薬用品、医薬品の各分野において、地元企業による製品開発や地域外の企業による工場設置など、地域の中核的産業に発展させていく計画である。

(参照：山田仁一郎 (2015) 『大学発ベンチャーの組織化と出口戦略』中央経済社)

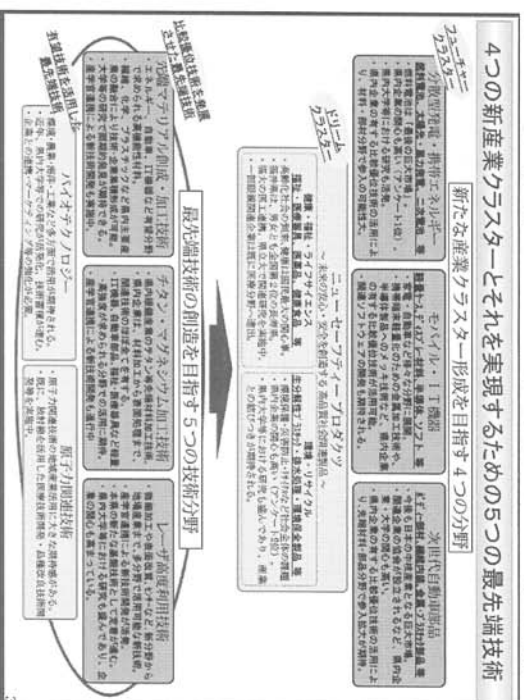
＜イノベーション・エコシステム先進事例③ ふくい CRPP 研究開発・技術経営センター設立 (福井県) >

イノベーション・エコシステムを構築している先進事例③としては、ふくい CRPP 研究開発・技術経営センター設立 (福井県) が挙げられる。

福井県工業技術センター企画支援産学官共同研究グループリーダー、総括研究員勝木一雄著『福井県の繊維新素材開発における産学官連携』によると、福井県は、かつて羽二重など絹織物の大産地であり、現在でもナイロンやポリエステル織物、これらに加え先進技術による繊維新素材の研究開発、製造の拠点になっている。

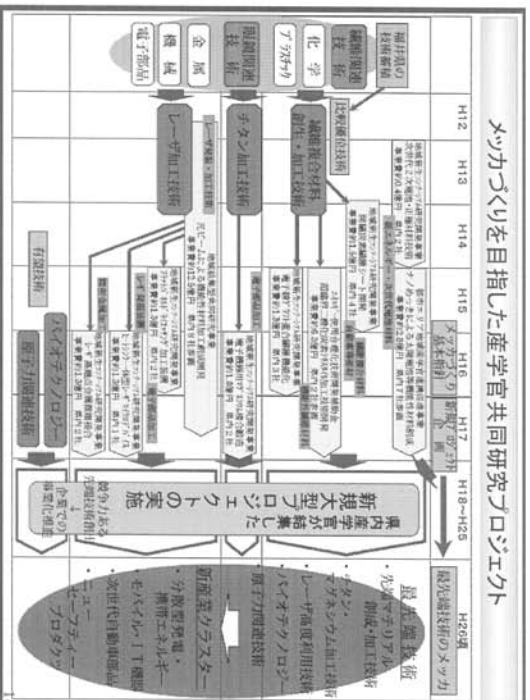
福井県では、平成 17 年 3 月に「最先端技術のメッカづくり基本指針」を策定し、福井県が他県に比べて優位性を有する技術蓄積等を踏まえて、将来の福井県産業を支える最先端技術分野での技術開発等を推進することにより、県内に新たな産学クラスタを形成することを目指している。

図表 II-2 ④ 新産業クラスタとそれを実現するための最先端技術



(出典：福井県 HP より抜粋)

図表 II-2 ⑤ メッカづくりを目指した産学官共同研究プロジェクト



(出典：福井県 HP より抜粋)

4. 女性の起業支援政策

意見(Ⅱ-4)
「一億総活躍社会の実現」に即して、さらに女性活躍の推進を図るために、今後は女性の起業支援政策にも力を入れることが望まれる。

産業競争力強化法に基づく創業支援は、市区町村が計画を策定し、支援事業者と協力して実施することとなっているが、これは女性のみならず焦点を当てて実施しているものではない。一方、現政府が掲げる「一億総活躍社会の実現」においては、家事・育児や介護との両立を図りつつ、男性のみならず女性も一層、経済・社会に参画することが期待されており、創業・起業による社会参加、経済活動への参加は有効な方策の一つとして認識されている。

内閣府男女共同参画局ホームページによれば、全国の都道府県、政令指定都市、市区町村において、236件の女性起業支援プログラムが実施されており、そのうち実施都道府県および政令指定都市は以下のとおりである。

- <都道府県>
青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、鹿児島県
- <政令指定都市>
仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

(以上、内閣府男女共同参画局ホームページ「女性起業支援策 都道府県別一覧」参照)

男性と比較して企業等における管理職経験に乏しく、ビジネス知識が不足している女性に対しては、従来の男性を中心とした創業・起業支援のプログラムでは不十分であることが指摘され、各自自治体においては女性向けに工夫したプログラムを実施している。山梨県においても、今後は女性起業支援政策に取り組み、一億総活躍社会の実現に向けて邁進されることを期待する。

<女性起業支援政策の先進事例① 「F・SUS よこはま」における女性起業家支援事業(横浜市)>

女性起業支援政策の先進事例①として、「F・SUS よこはま」における女性起業家支援事業(横浜市)が挙げられる。

「F・SUS よこはま」は、女性がビジネスの場で生き生きと活躍できる社会の実現に向けて、女性起業家を支援するスタートアップオフィスとして平成23年6月に開設された。女性の起業促進及び女性経営者を支援するための専任チームによる経営相談のほか、「女性起業家支援セミナー」、新たな提案や交流の場を提供する「F・SUS サロン」の開催、先輩女性経営者と交流しながら助言を受けることができる「女性経営者モニター事業」などを実施している。

「F・SUS よこはま」には個別および共用のデスク、商談スペース、ミニロッカー、コピー/プリンタ、インターネット接続環境、セミナールーム(別料金)が設置されており、審査を受けて許可されれば会員になると月額4,762円で利用できる【利用時間は月曜～金曜 9:00～18:00】。平成26年現在、31社が会員になっている。

なお、横浜市は主に自宅起業など小規模な事業の開設を目指している女性向けに、男女共同参画センターにおいて「女性起業UPルーム」を開設し、「女性起業家たまご塾」などのセミナーやコミュニケーションの運営、モニター制度の運用などを行っている。女性の起業は目的や目標が多様であり、相談者の希望や実情に応じてきめ細かな対応を行うことが重要である。横浜市の取り組みは、担当部局を超えて実態に即した多様なプログラムを用意し、部局間の連携を十分にとっているところに特長がある。

平成26年度事業実績(【】内は平成25年度実績)としては、次の通りである。

ア.F・SUS よこはま 会員数

31名【17名】

イ.女性起業家支援チーム窓口相談

・相談件数 1,273件【868件】

・相談内容(件)

経営全般	マーケティング	資金	ビジネスプラン	会社設立	税務	IT
450	287	270	66	46	10	10
法律	事業提携	特許	労務	その他	合計	
7	6	4	2	115	1,273	

ウ.女性起業家支援セミナー等

- ・起業チャレンジセミナー 年4回開催 参加者数 累計89名
- ・横浜・女性経営者塾 年6回開催 参加者数 累計55名
- ・F・SUS サロン 年10回開催 参加者数 累計170名

エ.女性経営者モニター事業

- ・モニターミーティング 4グループ 各5回
- (先輩経営者 各4名、コーディネーター 各4名、女性起業家 各12名)

＜女性起業支援政策の先進事例② 女性創業応援やまぐち株式会社の設立（山口県）＞

女性起業支援政策の先進事例②としては、女性創業応援やまぐち株式会社の設立（山口県）が挙げられる。

女性起業者の円滑な事業の立ち上がりを支援するため、山口県、山口銀行、県内企業が共同出資により「女性創業応援やまぐち株式会社」を設立した。当該会社は、女性創業希望者からビジネスプランを募り、ビジネスプランに基づく委託契約締結により、創業初期段階に要する資金提供を通じた立ち上がり支援を行うとともに、経営指導や販路開拓支援等のコンサルティングをインキュベーション・パートナーが直接実施することにより、事業を軌道に乗せ、創業後の経営安定化を図ることを目的とする。

事業内容

- ・ 女性起業支援事業：
女性創業希望者から提案を受けたビジネスプランに基づく業務委託を通じた資金提供による創業・事業化支援の実施
- ・ 経営コンサルティング事業：
インキュベーション・パートナー（取締役が兼務）の直接的な支援による、経営相談・指導等を通じた経営ノウハウの取得や、販路開拓等の営業力強化に向けたコンサルティングの実施
- ・ 各種研修事業：
創業者のスキルアップにつながる経営研修等の実施
- ・ ビジネスマッチング事業：
販路開拓等を通じたビジネスパートナーの発掘・マッチングの実施

施策の実績としては平成 27 年度女性起業支援事業者 6 名となっている。

5. 行政評価の方法

意見（Ⅱ-5）

産業振興に関わる政策、施策、事務事業に対する行政評価において、評価指標はあるが目標値が設定されていないケース、評価指標のうち活動指標はあるが成果指標が設定されていないケース、評価指標が設定されていない、または、事業の内容を適切に反映していないケースなどの課題が見受けられた。

今後、行政評価を適切に実施して、定期的な検証を通じて、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直し、予算への反映等を行う仕組みをさらに一層、整備、運用することが望ましい。

行政評価は、現在、国や多くの地方自治体で、実施されている。行政評価は、政策、施策、事務事業を対象として、一定の評価指標を設定し、目標値と実績値を比較して、達成度や成果を判定するものである。もし、目標が達成されていなければ、その原因分析を行い、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直しを行い、最終的に次年度以降予算に反映させることが行政マネジメントにとって重要であるといわれている。

評価指標としては、活動指標（アウトプット指標、政策実施における事業実施回数や動員人数等の実績）と、成果指標（アウトカム指標、政策の効果や成果を示す指標）とがある。今回の産業振興策の検討においては、次のような行政評価の課題が散見された。

山梨県では、政策、施策、事務事業に対するモニタリングの仕組みとして、包括外部監査のほか、事務事業自主点検（内部評価）が、数年に1度実施されている。多くの政策、施策、事務事業（以後、政策等という）においては、財務当局の予算査定における評価のみが当該課以外の者による評価となっている。

しかし、財務当局の評価の視点は必ずしも政策等の有効性や効率性ではなく、政策等の必要性や意義が中心であることもある。また、当該課以外ではあるが県庁内部によるものであるので、納税者など外部者の視点に立った評価を行うことが難しいことが想定される。

さらに、行政評価における評価指標でみると、下記のような課題が見受けられた。

- ・ 評価指標はあるが、目標値が設定されていないケース、
- ・ 評価指標のうち活動指標はあるが成果指標が設定されていないケース、
- ・ 評価指標が設定されていない、または事業の内容を適切に反映していないケース

全体的に国の補助金を活用している事業は具体的な数値で成果指標が設定されているものが多いが、県の独自事業については成果指標が明示されていない、または、定性的な表現だけのものや評価指標として適切でない数値が示されているものがあつた。

図表Ⅱ-5① 評価指標に関する状況の例

部署	事業等	状況
産業集積課	小規模事業経営支援事業費補助金	適切な成果指標が設定されていない。
成長産業創造課	中小企業経営革新サポート事業	定性的目標のみで数値目標が設定されていない。
産業集積課	山梨県産業集積促進助成金	企業立地基本計画全体での数値目標は設定されているものの、本助成金単体での成果指標の設定はされていない。
産業集積課	中小企業支援基盤整備補助金	活動指標である相談実施件数等は把握されているものの、その成果を示す成果指標は設定されていない。
地域産業振興課	ブランドチャレンジ支援事業費補助金、海外プロモーション事業費補助金	中期目標（年間20件助成）があるものの、事業の成果を評価するための成果指標は設定されていない。
農産物販売戦略室	富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費	公的統計による把握が困難であるという事情は汲めるものの、投入金額に対してどのような効果を期待するのかが明確ではない。

前述の基本戦略が明確になっていれば、その達成のための個々の政策等が担う役割も明確になり、成果指標（アウトカム指標）も設定が可能になると考える。なお、中央省庁では政策の立案において活動指標（アウトプット指標）と成果指標（アウトカム指標）を明示することが必須となっている。

納税者の立場から見ても、税金を投入して政策等を講じることによって、どれだけの効果やメリット（税収増を含め）があるのかが最も関心の高いところである。

他県の参考事例としては、神奈川県が挙げられる。

神奈川県では、4年ごとに総合計画の策定が行われており、計画の着実な推進を図るため、中間年である2年目と最終年の4年目において政策等全般を点検し、必要に応じて、重点的・優先的な取組みである戦略プロジェクトを見直すこととしている。総合計画の策定および評価は、総合計画審議会計画推進評価部会により行われており、外部の有識者や住民の代表等20名の委員が評価・検討し、各政策等の成果を図る指標の妥当性、より適切な指標の設定、環境変化を踏まえた政策課題の整理、戦略プロジェクトの見直しを行っている。

なお、今回の監査対象には含まれていないが、平成27年12月に策定された「ダイナミックやまなし総合計画」に基づき各種施策の実施においては、成果目標と評価基準等が明記されている。

今後、行政評価を適切に実施して、定期的な検証を通じて、必要に応じて政策、施策、事務事業の見直し、予算への反映等を行う仕組みをさらに一層、整備、運用することが望ましい。

Ⅲ. 関係部署の状況

1. 産業労働部産業政策課

(1) 業務の概要

産業政策課は、総務経理担当、企画・団体担当及び高専設置準備担当からなっている。このうち、企画・団体担当は、やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトの推進、アイメッセ山梨の管理運営、中小企業団体の指導育成等を主な業務としている。

(2) 産業政策課の主な事業

産業政策課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-1 (2) ① 産業政策課の主な事業

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト	14,289	10,086	<p>■目的 地域の産業政策と一体になり、戦略的に、山梨県の主力産業である機械電子産業の体質強化と成長産業を育成強化することにより、産業構造の多様化を図り、安定的かつ良質な雇用の創造につなげる。</p> <p>■実施内容 やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト推進協議会の開催、事業統括者やコーディネーターの雇用、(公財)やまなし産業支援機構への事務局機能の一部の委託を行う。</p> <p>■主な実施状況 (平成26年度) やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト推進協議会の開催：2回開催 事業統括者やコーディネーターの雇用：非常勤嘱託職員3名、臨時職員1名 (公財)やまなし産業支援機構への事務局機能の一部委託：1,942千円</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
アイメッセ山梨の管理運営	33,197	29,492	<p>■目的 新製品の展示や新技術の紹介などを中心に情報・技術・文化等の交流を促進し、産業の振興と文化の向上を図る。</p> <p>■役割 ・ 地場産業の新製品の宣伝、販路開拓、新顧客発掘や商品・技術のPRなど企業のイメージアップに貢献</p> <p>・ 研修、商品説明会などの提供</p> <p>・ 地場産業の新製品・技術製品の情報、売れ筋商品情報、経営情報、企業情報やイベント情報等を収集・提供</p> <p>・ 参加企業、来場者、地場産業の交流活動の拠点</p> <p>■「アイメッセ山梨」委託先(指定管理者) (公財)やまなし産業支援機構</p> <p>■「アイメッセ山梨」利用実績(利用率)</p> <p>平成22年度 29.4%</p> <p>平成23年度 30.9%</p> <p>平成24年度 34.4%</p> <p>平成25年度 34.6%</p> <p>平成26年度 43.7%</p>
商工会等指導費	1,006,770	1,004,331	<p>■目的 商工会及び商工会議所が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業並びに商工会連合会の商工会指導事業に対し助成し、小規模事業者の経営安定を図るための指導の推進を図る。</p> <p>■実施内容 商工会に対する助成、商工会議所に対する助成、商工会連合会に対する助成を行う。</p> <p>■主な実施状況 (平成26年度)</p> <p>①商工会等指導事業 996,012千円</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
中小企業 団体指導 費	117,979	117,789	<p>■目的 中小企業団体中央会が行う中小企業の組織化、組合育成及び組合指導事業に対し助成し、指導の推進を図る。</p> <p>■実施内容 中小企業団体中央会に対する助成を行う。</p> <p>■主な実施状況 (平成26年度)</p> <p>①中小企業連携組織対策事業費補助金 111,081千円 ②商工団体活性化推進事業費補助金 6,708千円</p>

(3) やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトの目標未達要因について

<p>意見(Ⅲ-1(3)) やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト全体としての活動指標は一部の事業で未達成であり、成果指標(雇用創出数)については、平成26年度は目標93人に対して実績58人、平成27年度は計画187人に対して7月末時点の実績はゼロと大幅に未達成である。</p> <p>プロジェクトの各事業の所管課において要因分析を行い、実施方法等の見直しを検討する必要がある。産業政策課においても、プロジェクト推進の一環として、県の取組みを十分に周知することで、各事業の効果が高まることが期待される。</p> <p>例えば、協議会構成員と関係する県内金融機関との連携、協議会構成員以外の県内教育機関との連携など、より広いチャネルを構築し、各々のチャネルに適したメニューの周知を徹底することが望まれる。</p>

① 概要

やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトは、「山梨県産業振興ビジョン」に示されるグリーンエネルギー、スマートデバイス、医療機器等の成長分野への進出に向けた県内企業の取組みを、地域関係団体と一体となって強靱に支援し、安定的かつ良質な雇用を創造することを目的として行われる事業の総称である。

プロジェクトの各事業の概要は以下のとおりである。

図表Ⅲ-1(3) ① やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクトの内容

事業分類		事業内容
事業名【所管課】		
地域マネジメント強化メニュー		
戦略産業雇用創造プロジェクト運営・連携体制構築事業費(平成26年度～平成28年度)	【産業政策課】	プロジェクトを地域一体となり推進していくため、地域の関係機関で構成される「山梨県戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会」を設置し、事業統括者、産業創出コーディネーター、地域人材コーディネーターを産業政策課に配置する。
産学官連携コーディネーター事業費(平成26年度～平成28年度)	【産業集積課】	企業及び試験研究機関等に幅広いネットワークを有する産学官連携コーディネーターをやまなし産業支援機構に配置し、企業の要望と試験研究機関等の技術シーズのマッチングを実施する。
医療機器開発人材養成のための講座開設事業費(平成26年度は講座運営体制整備、平成27年度～平成28年度に講座開設)	【成長産業創造課】	県内中小企業の医療機器産業への参入を促進するため、山梨大学に医療機器開発人材養成講座を開設し、医療機器設計開発技術者を養成する。
事業主向け雇用拡大支援メニュー		
成長分野製品開発体制整備支援事業費(平成26年度～平成28年度)	【産業集積課】	工業技術センターに3Dプリンター・3Dスキャナー等を導入し、県内企業においてそれらを活用できる人材の養成研修を実施する。

事業分類	事業名【所管課】	事業内容
成長分野受注開拓力総合強化事業費（平成26年度～平成28年度） 【成長産業創造課】		県内中小企業の大手中企業への営業をサポートするため、成長分野を中心とした企業に影響力のある成長分野受注開拓請負人を設置し、大手企業への営業・提案、共同受注体制の構築、受注案件の品質管理・工程管理等を実施する民間事業者等に対して助成を行う。以下の事業から構成される。 ①受注開拓支援事業費補助金 ②受注機会創出強化事業費（やまなし産業支援機構への委託） ③受注環境整備事業費補助金
やまなし医療機器開発促進事業費補助金（平成26年度～平成28年度） 【成長産業創造課】		県内中小企業の医療機器開発を支援するため、やまなし産業支援機構が山梨大学融合研究臨床応用推進センターと連携して行う取組みに対して助成する。
燃料電池関連産業参入促進・販路開拓支援事業費（平成26年度～平成28年度） 【成長産業創造課】		燃料電池関連分野進出促進セミナー、国際水素・燃料電池展への出展及び出展者事前セミナーを開催する。
求職者向け人材育成メニュー		成長分野における人材確保を支援するため、求職者に対し基礎的な研修と職場体験を組合せた就業体験事業を実施する。
実践的人材育成事業費（平成26年度～平成28年度） 【産業人材課】		産業技術短期大学の塩山・都留両キャンパスに3Dプリンターを導入し、求職者向けの訓練を実施する。
指定事業主雇用助成メニュー		協議会参加企業が施設整備と合わせて雇用を行った場合に、地域雇用開発奨励金に上乘せする形で山梨労働局を通じて助成を実施する。

プロジェクトは平成26年度から平成28年度までの3年間で、累計513名の雇用創出を図ることを目標として実施されている。各年度の事業費及び事業効果の目標値は以下のとおりである。

図表Ⅲ-1(3) ② プロジェクトの事業費と事業効果の目標値

年度	事業費(千円)	目標値(雇用創出数)
26年度	254,925	93人
27年度	359,976	187人
28年度	364,068	233人
合計	978,969	513人

(出典：産業政策課「戦略産業雇用創造プロジェクト事業構造＜概要版＞」より引用)

② プロジェクトの活動指標及び成果指標

プロジェクトの各事業では、活動指標が設定され計画と実績が比較されるところに、成果指標である雇用創出数も各事業へ年度ごとに割り当てられ、実績との比較が行われている。平成26年度末及び平成27年7月末時点の実績は以下のとおりである。

図表Ⅲ-1(3) ③ プロジェクトの活動指標

事業分類	事業名	26年度		27年度		28年度		合計
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	
地域マネジメント強化メニュー	燃料電池関連産業参入促進・支援拠点	5人	6人	120%				5人
成長分野受注開拓力総合強化事業	産学官連携コーディネート事業	240社	206社	86%	360社	113社	31%	360社
	医療機器開発人材養成のための講座開設事業	240人	206人	86%	360人	113人	31%	360人
事業主向け雇用拡大支援メニュー	成長分野受注開拓力総合強化事業	50社	55社	110%	50社	61社	122%	50社
求職者向け人材育成メニュー	成長分野受注開拓力総合強化事業	100人	72人	72%	100人	84人	84%	100人
実践的人材育成事業	①受注開拓支援事業	30社			30社	1社	3%	30社
	②受注機会創出強化事業	4人			4人	1人	25%	4人
	③受注環境整備事業	87社	72社	83%	100社	46社	46%	100社
やまなし医療機器開発促進事業	燃料電池関連産業参入促進・販路開拓支援事業	5社	16社	200%	16社	22社	139%	16社
	燃料電池関連産業参入促進・販路開拓支援事業	40社	36社	90%	40社	31社	78%	40社
求職者向け人材育成メニュー	求職者就業体験支援事業	70社	33社	47%	70社			70社
実践的人材育成事業	求職者就業体験支援事業	70人	68人	97%	70人	4人	6%	70人
指定事業主雇用助成メニュー	実践的人材育成事業	20人	30人	150%	32人			32人
合計	合計	528社	418社	79%	671社	277社	41%	666社
	合計	439人	389人	87%	566人	219人	39%	566人

(出典：産業政策課作成資料より作成)

図表Ⅲ-1 (3) ④ プロジェクトの成果指標 (雇用創出数)

事業分類 事業名	26年度		27年度 (実績は27年7月末)		28年度		合計	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域マネジメント強化メニュー								
観光産業雇用創造プロジェクト運営・連携体制構築事業								
産学官連携コーディネート事業	6人		9人		9人		24人	
医療機器開発人材養成のための講座開設事業			10人		10人		20人	
事業主向け雇用拡大支援メニュー								
成長分野技術人材育成・支援拠点事業		4人		11人			26人	37人
成長分野受注開拓力総合強化事業	1人	17人		16人			23人	40人
①受注開拓支援事業								
②受注機会創出強化事業								
③受注地域整備事業								
やまなし医療機器開発促進事業		1人		2人			4人	6人
燃料電池関連産業参入促進・販路開拓支援事業		5人		5人			5人	15人
求職者向け雇用拡大メニュー								
求職者就業体験支援事業	57人	26人		57人			59人	173人
実践的人材育成事業	4人	7人		7人			7人	18人
指定事業主雇用助成メニュー	20人			70人			90人	180人
合計	93人	58人	62%	187人			233人	513人

(出典：産業政策課作成資料より作成)

このように、活動指標 (事業所数、参加者数) については一部の事業において未達成であり、成果指標 (雇用創出数) については、平成 26 年度は目標 93 人に対して実績 58 人、平成 27 年度は計画 187 人に対して 7 月末時点の実績はゼロと大幅に未達成である。

③ 産業政策課の役割

産業政策課では、当該プロジェクトの推進を担当している。具体的には、地域関係団体で構成される「やまなしものづくり産業雇用創造プロジェクト推進協議会」を設置し、当該協議会において、県から提示する事業計画や事業報告について協議及び承認を行っている。また、事業統括者、産業創出コーディネーター、地域人材コーディネーターを産業政策課に配置し、プロジェクトの統括を行うとともに、ハローワーク等の支援機関や協議会との連携を行っている。

当該プロジェクトの事業については、企業に対しては、コーディネーターや事業担当者による企業訪問、ハローワークでの求人企業への周知を行っている。また、求職者に対

しては、ハローワーク窓口における求職者向け人材育成メニューの周知、プロジェクト事業を委託した人材派遣会社による求人広告を行っている。

しかしながら、上述のとおり、プロジェクト全体として活動指標の一部及び成果指標は目標未達成の状況である。各事業の所管課において要因分析を行い、実施方法等の見直しを検討する必要がある。産業政策課においても、プロジェクト推進の一環として、県の取組みを十分に周知することで、各事業の効果が高まることが期待される。

例えば、協議会構成員と関係する県内金融機関との連携、協議会構成員以外の県内教育機関との連携など、より広いチャネルを構築し、各々のチャネルに適したメニューの周知を徹底することが望まれる。

(4) アイメッセ山梨の指定管理者選定に関する応募状況について

意見 (Ⅲ-1 (4))

県は、アイメッセ山梨の運営に関し、平成 18 年に指定管理者制度を導入し、公益財団法人やまなし産業支援機構を指定管理者として選定した。平成 18 年の公募では複数団体の応募があったものの、平成 21 年、平成 26 年の公募ではいずれも公益財団法人やまなし産業支援機構 1 者のみの応募であった。

応募が 1 社のみであったことについて、その理由を十分に分析することが望ましい。

県は、アイメッセ山梨の運営に関し、平成 18 年に指定管理者制度を導入し、公益財団法人やまなし産業支援機構を指定管理者として選定した。以降、平成 21 年、26 年の選定の際も、引き続き公益財団法人やまなし産業支援機構が選定されている。平成 21 年、平成 26 年の公募ではいずれも公益財団法人やまなし産業支援機構 1 者のみの応募であった。

平成 21 年度、平成 26 年度の公募では、2 カ月の公募期間を設けており、指定管理業務への応募を検討する者に対して十分な検討期間を確保していた。またアイメッセ山梨の収支状況の開示を行うなど応募件数を増加させるための工夫も行っていた。しかし、平成 21 年、平成 26 年の公募において、いずれも公益財団法人やまなし産業支援機構以外からの応募がない理由について、アイメッセ山梨の利用者の増減は景気の波に左右されやすく利益の見通しが困難であること、また応募団体自体も景気に左右されやすく長期間の契約締結には慎重であることをあげている。

応募が少ない理由として「利益の見通しが困難」という点に関しては、その原因の 1 つに利用料金の設定方法に問題があると推察される。アイメッセ山梨の利用料金について、県は県内類似施設や近隣他県の同施設と価格比較など十分な分析を行っておらず、平成 18 年から同額の利用料金としている。利用料金を上げれば利用率が下がる可能性

があり、一概に利用料金を上げるべきということではないが、利用料金の設定方法を含め、応募が1社のみとなった理由を十分に分析して、次回の公募に生かすことが望ましい。

(5) 戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度における利用率の向上について

意見(Ⅲ-1(5))

平成26年度より、産業政策課が中心となって、戦略産業雇用創造プロジェクトを推進しており、戦略産業における雇用創造のための事業を行っている。当該事業は厚生労働省の予算が措置されており、平成26年度は山梨県も含め9つの県の事業構想が採択されている。その事業の一環として「戦略雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度」を設けているが、利用事業所は1社にとどまっている。

他県における利用状況なども確認しながら、制度が積極的に利用されない原因を特定し、適切な改善策を早期に講ずることが望まれる。

平成26年度より、産業政策課が中心となって、戦略産業雇用創造プロジェクトを推進しており、戦略産業における雇用を創造するための事業を行っている。当該事業は厚生労働省の予算が措置されており、コンベンションにより選ばれた都道府県が実施する事業である。概要は以下の通りである。

「戦略産業雇用創造プロジェクトの概要」(厚生労働省HP)より抜粋

- 雇用情勢の厳しい都道府県が提案する事業から、コンベンション方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いプラン(雇用創出目標等を設定)を選定。
- プランを選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、企業、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施(既存の協議会の活用等も可能)。
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用を補助(年間上限10億円)。
- 多くの都道府県で戦略的産業分野と位置付けられ、良質な雇用の生み出す製造業を中心に想定。

コンベンションの結果、平成26年度は山梨県を含む9つの県の事業構想が採択されている。山梨県は「機械電子産業を核とした山梨ものづくり雇用創造プロジェクト」と銘打って、山梨県内の電子部品・デバイス・電子回路製造業や生産用機械器具製造業等を対象とし、平成28年度までに累計513人の雇用を創出する計画を策定した。

その事業の一環として「戦略雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度」を設けて

いる。これは、戦略プロジェクトの対象事業所を対象とした融資の利子について、最長5年間、1.0%を上限とする利子補給を実施することで、対象事業所を支援するというものである。

しかし、産業政策課に当該制度の利用状況を確認したところ、利用している対象事業所は1社に留まっているとのことであった。制度が積極的に利用されない原因を早期に特定し、利用率が高まるよう、適切な改善策を早期に講じることが望まれる。なお、利用が低迷している理由として一般的には以下のような理由が考えられる。

- 制度の周知が十分でない。
- 制度設計そのものが企業のニーズとマッチしていない。
- 山梨県において特殊な事情があり利用されていない。

産業政策課によれば、他県の利用状況は確認していないとのことであるが、自治体間で情報共有し、実態把握、原因分析に役立てることも効果的であると考える。

(6) 山梨県産業振興ビジョンで示された成長分野に係る施策の達成度の評価について

意見(Ⅲ-1(6))

地域産業の持続的な発展に向け、山梨県の中小企業者が新たな事業に挑戦することを支援するため、チャレンジ山梨行動計画の「成長分野への参入と新産業の集積政策」に係わり、山梨県産業振興ビジョンが平成23年3月に策定され、今後成長が期待される11の分野が明らかにされた。しかし、今後成長が期待される11の分野に関し、漏れなく取組みがなされているか否か、県全体として十分な効果をもたらすことができたか否かについて検証がなされていない。

今後の産業振興の施策を効率的・効果的に進めていくために、今後成長が期待される11の分野について、活動指標を設定して十分な取り組みが行われたか、また、成果指標を設定してどのような成果が得られたかを検証することが望まれる。

地域産業の持続的な発展に向け、山梨県の中小企業者が新たな事業に挑戦するのを支援するため、知事政策局が中心となって、平成23年3月に山梨県産業振興ビジョンを策定し、今後成長が期待される11の分野を明らかにした。

山梨県産業振興ビジョンは、成長分野や成長のための経営革新の考え方を示すことを目的としたものであるが、これと整合的に一貫性ある施策展開を推進すべきことに、議論の余地はなく、県民も期待するところである。即ち、示された方向性と整合的な成長支援施策が実施されること、そのような施策がどのような効果を持っているかを検証すること、結果として示された方向性にどの程度近づいているかを把握することなどを県民

は期待していると考える。

山梨県産業振興ビジョンに示される II の分野は以下の通りである。

＜山梨県産業振興ビジョン 今後成長が期待される II の分野＞

1. インバウンド観光
2. 地域ブランド産業とこれを活用したニューツーリズム
(地域ブランド・ツーリズム)
3. 6次産業化を目指すやまなしモデル農業
4. 森(川上)・里(川中)・街(川下)をつなぐ「森林・林業、木材産業」
5. ソーシャルビジネス(地域振興型、介護・子育て支援型)
6. クリーンエネルギー関連産業
7. スマートデバイスや複合素材・環境素材に関連する部品加工産業
8. 生産機器システム産業
9. 医療機器、介護機器、生活支援ロボット製造産業
10. ウェルネス・ツーリズム
11. 安全・安心な食品産業

このように山梨県産業振興ビジョンに係る施策等の取組状況や取組結果に関し、以下に示すモニタリングが行われていない。即ち、今後成長が期待される II の分野に関し、漏れなく十分な取組みがなされているかどうか、県全体として十分な効果をもたらすことができたかどうかについて検証がなされていない。

①取組みの十分性について

今後成長が期待される II の分野について、活動指標の設定や達成状況の評価がされておらず十分な取組みが行われているか否かという検証がなされていない。

②取組結果の検証の十分性について

今後成長が期待される II の分野について、成果指標の設定や達成状況の評価がされておらず、どのような成果が得られたか、検証がされていない状態である。

今後、産業振興関連施策を効率的・効果的に進めていくために、今後成長が期待される II の分野について、事業を通し十分な取り組みが行われたか、また、どのような成果が得られたかを、分野ごとに検証すること、これを集約・分析し全体として検証することが望まれる。

(7) 産業振興関連プロジェクト等の効率的・効果的な推進方法について

意見(III-1(7))

産業振興に関連するプロジェクトや事業を効率的・効果的に進め、限られた予算で最大の効果を生むためには、PDCAサイクルの考え方を取り入れた管理手法である行政評価の更なる整備、運用が必要である。その実践には、目標達成度を客観的に測定するための数値を入れた評価指標(以下「数値指標」という)として、活動指標の設定と成果指標の設定、その指標に基づいた客観的な目標達成度の評価が必要である。現状の県の事業運営においては、プロジェクトや事業に関して数値指標を設定するという運用は十分には浸透していない。また、数値指標の設定や目標達成度の評価を義務付ける規程も存在しない。

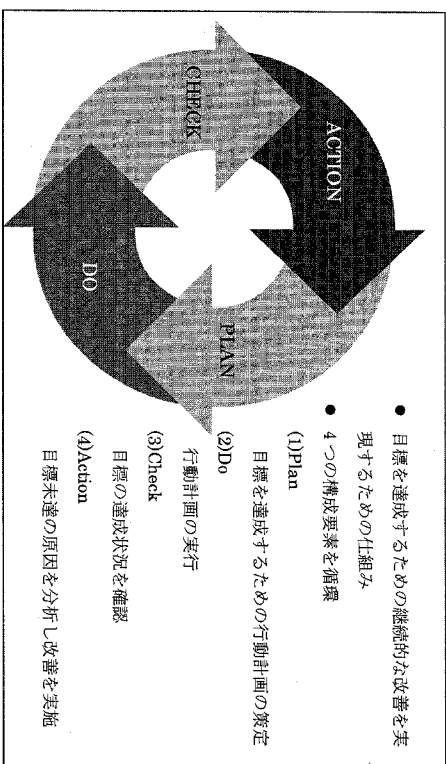
以下のような項目を定める規程を策定し、その規程に基づいてプロジェクトや事業を行う態勢を整備することが望まれる

- ・ 目標達成度を客観的に測定するために数値指標の設定をすべき旨
- ・ どのような指標を設定すべきかのガイドライン
- ・ 指標を使用した達成状況のモニタリングの義務付け
- ・ モニタリング結果に基づく改善措置の義務付け、等

山梨県においては、人口減少や景気の伸び悩みが続いており、この解消のためには、産業振興をより一層推進していくことが期待されている。しかし、県の財政は逼迫しているため、限られた予算で、できるだけ大きな成果を出さねばならない状況に置かれている。こうした状況においては、個々のプロジェクトや事業を効率的・効果的に進める必要がある。これには、PDCAサイクルの考え方を取り入れた管理手法である行政評価の更なる整備、運用が必要である。

PDCAサイクルは、設定した目標を効率的・効果的に達成するための管理手法である。PDCAサイクルの採用は、継続的な業務改善をもたらすものであり、山梨県の公共事業等評価システムにおいても取り入れられている。

図表Ⅲ-1 (7) ① PDCAサイクルの概念図



この PDCA サイクルの考え方を、例を利用して説明する。仮に、「平成 27 年度から 3 年間で、ワイン産業の中小事業者を対象に雇用補助金を出すことで、600 人の雇用増による生産能力の強化を図り、その結果として、ワイン産業の中小事業者における売上を 3 年間で 15%増加させる」という事業を想定する。初年度の平成 27 年度における PDCA サイクルは以下の通りとなる。

図表Ⅲ-1 (7) ② PDCAサイクルの例

Plan	<ul style="list-style-type: none"> ① プロジェクトや事業の目標の設定 (当事業では「ワイン産業の中小企業者による売上増加」が目標) ② 目標達成度を客観的に測定するための数値を入れた評価指標 (以下数値指標という) を設定 (当事業では「平成 29 年度までに、600 人の雇用増というアウトプット指標を設定し、その結果として売上を 15%増加させる」というアウトカム指標を設定。3 年間の各年度で均等割とする。)
Do	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の遂行
Check	<ul style="list-style-type: none"> ① 数値指標を使用して目標の達成度を測定 ② 達成度を評価し、未達であればその原因を分析のうえ改善策を検討
Action	<ul style="list-style-type: none"> ① 改善策を実施、あるいは平成 28 年度の Plan へ改善策を反映

数値指標を使用して平成 27 年度の達成度を測定・評価し、その反省点を平成 28 年度の事業に反映することで、平成 28 年度の事業を効率的かつ効果的に実施することができる。このサイクルを繰り返して、中長期的に事業のアウトカムを最大化することを目指すものである。なお、1 年間で 1 サイクルの期間とすると、評価回数が少ないため、半年間、あるいは、それよりも短い期間でサイクルを循環させることがより効果的な場合もあり、プロジェクトや事業の性質によって、適切なサイクル期間を見極める必要がある。

この PDCA サイクルにおいて重要なのは、適切な数値指標を設定し、その数値指標を使用して目標の達成度を測定することである。なぜならば、数値指標が設定されない場合、あるいは、設定した数値指標が適切な指標でなかった場合は、プロジェクトや事業の適切な評価ができず、目標が達成できたか否かを適切に判断できないためである。プロジェクトや事業において費消された予算が目標の達成に寄与したのか否かを判断することができなければ、プロジェクトや事業を効率的・効果的に進めることができず、限られた予算で最大の効果を生むことはできないのである。

ところで、適切な数値指標を設定せずとも、定性的な評価を行えば、目標達成度を評価することができるのではないかとという議論もある。しかし、定性的な評価の場合、担当者の主観的な判断が介入する余地が大きく、評価の客観性が損なわれることが危惧される。また、プロジェクトや事業は県民のために行われるものであるが、定性的な評価は概して県民に理解しにくいものになりがちである。その面からも、適切な数値指標の設定と、その数値指標を使用した目標達成度の測定は、非常に重要である。

さて、このような PDCA サイクルを利用した取り組みについて、産業振興を担当する山梨県の各部署における状況を検討したところ、以下のような点がみられた。

- ①数値指標が設定されるプロジェクトや事業の範囲
 - 以下に掲げる 3 つのケースにおいては数値指標 (活動指標 (アウトプット指標)、成果指標 (アウトカム指標)) が設定され、その数値指標を使用して目標の達成度を測定している。
 - ・ 国からの委託事業
 - ・ 公共事業等評価の対象になった事業
 - ・ 第二期チャレンジ山梨行動計画を構成する事業
 - しかし、それ以外のプロジェクトや事業については、必ずしも事業として正式な数値指標が設定され、それに基づいて達成度が評価されているとは限らないとのことであった。
- ②数値指標の設定等を定める規程
 - 数値指標の設定の必要性や、どのようなプロジェクトや事業に数値指標の設定する

ことが望ましいか、どのような指標を設定することが望ましいか等を定める規程は特に存在しないことであった。

上記①②のような状況では、数値指標が設定されない事業については、客観的な評価は行われず、主観の介入しやすい定性的な評価のみが行われ、目標達成度の適切な評価ができない。そのため、プロジェクトや事業において費消された予算が目標の達成に寄与したのか否かを判断することができないという状況に陥る可能性が大きい。また、数値指標が設定されている事業についても、どのような指標を設定することが望ましいかについて規定されていないため、適切な指標が設定されず、数値指標が設定されない事業と同様の状況に陥る可能性がある。これらのケースにおいては、限られた予算で最大の効果を生むことが困難であると考えられる。

こうした状況を回避するため、目標達成度を客観的に測定するための数値指標の設定や、活動指標と成果指標の設定により目標達成度の評価を義務付ける規程を策定し、その規程に基づいて、プロジェクトや事業を行う態勢を整備することが望まれる。なお、当該規程には以下のような項目を盛り込むことが考えられる。

- ・ 目標達成度を客観的に測定するために数値指標の設定すべき旨
 - ・ どのような指標を設定すべきかのガイドライン
 - ・ 指標を使用した達成状況のモニタリングの義務付け (PDCAサイクルのCheck)
 - ・ モニタリングの結果に基づく改善措置の義務付け、等
- なお、全てのプロジェクトや事業に関し、上述のような取組みを行うことが実務的に困難であれば、例えば、予算規模が一定額以上のプロジェクトや事業のみを対象とすることも考えられる。

(8) 経営指導員設置に対する固定的な補助について

意見(Ⅲ-1(8))
県は、山梨県中小企業団体中央会の実施する中小企業連携組織推進事業、及び商工会等の実施する小規模事業経営支援事業に対し、経営指導員の設置に係る経費の補助を行っている。
このうち経営指導員の俸給・各種手当について、現在は、設置することをもって固定の補助を行っている。しかしながら、事業の目的たる経営指導の效果的・効率的な実施のためには、固定的な補助ではなく、その活動実績に応じた対価・報酬という支払形態が有効と考えられる。今後、支払形態の変更を検討されたい。

中小企業連携組織推進事業、小規模事業経営支援事業の各事業における指導員は、以下の役割を果たすことを目的として設置されている。

図表Ⅲ-1(8) ① 指導員の役割

中小企業連携組織推進事業	小規模事業経営支援事業
(1) 実地指導	(1) 実地指導
(2) 窓口相談	(2) 窓口相談
(3) 懇談会の開催	(3) 記帳指導
(4) 研修会の開催	(4) 研修会の開催
(5) 講習会の開催 等	(5) 講習会の開催 等

(出典：「山梨県中小企業連携組織推進指導事業実施方針」「山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」より抜粋)

この指導員設置に関する費用は、中小企業連携組織推進事業費補助金及び小規模事業経営支援事業費補助金のいずれにおいても、下記の通り交付要綱により「補助対象職員(経営指導員)の俸給、扶養手当、期末手当等」について設置費として設定されている。このため、各指導員による育成活動・指導活動の実績が加味されず、固定的に補助がなされることとなる。

図表Ⅲ-1(8) ② 補助対象経費概要

事業名	中小企業連携組織推進事業費補助金	小規模事業経営支援事業費補助金
補助対象経費 (補助対象職員設置費)	俸給及び扶養手当 扶養手当 地域手当 通勤手当 期末・勤勉手当 寒冷地手当 住居手当 超過勤務手当 福利厚生費	俸給及び扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 寒冷地手当 住居手当 超過勤務手当 福利厚生費

(出典：山梨県「産業振興事業費補助金交付要綱」より抜粋)

しかしながら、各事業の目的はそれぞれ以下の通り「中小企業団体や山梨県商工会連合会の育成及び指導の促進」であり、設置をすることをもってその役割を果たしているとは評価することは出来ない。

「産業振興事業費補助金交付要綱」より引用

■中小企業連携組織推進事業費補助金

山梨県中小企業団体中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業に対し助成することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的としている。

■小規模事業経営支援事業費補助金

商工会等の行う小規模事業者の経営の改善発達・活動支援、合併した商工会への支援のための事業の充実を図るとともに、山梨県商工会連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的としている。

より効果的かつ効率的に事業目的を達成することを旨とする場合は、本来、指導員を配置することのみをもって補助対象とするのではなく、「設置による促進効果」を指標として設定し、その達成状況に応じて補助することが望ましい。活動実績に応じた対価・報酬という支払形態への変更を検討されたい。

(9) 山梨県小規模事業経営支援事業費補助事業に関する成果指標の設定について

意見(III-1(9))

「山梨県小規模事業経営支援事業費補助事業」において、事業の活動指標として「巡回指導回数」を用い、また成果指標として「支援により創業した企業数」を用いて、目標設定及び実施状況評価を実施している。

しかし、補助金交付の目的や、様々な事業がそれぞれ効果を上げ、それらが集約されて全体として地域経済の活性化を目指している点を踏まえれば、個々の事業がそれぞれの目的に照らし適切に遂行・評価されることがより適切と考える。よって、事業目的に直接関連する指標を用いることが適切である。最終的な目的や、数値の設定可能性も鑑みながら、事業の成果をより直接的に測定できる指標を採用し、効果的かつ効率的に事業を推進していくことが期待される。

山梨県小規模事業経営支援事業費補助事業の目的、事業評価の状況は下記の通りである。なお、直近の事業評価は平成22年度である。

(注) 事業評価に用いる「事務事業評価自主点検シート」は内部評価時に作成されるものであり、毎事業年度作成されるものではない。また、現在も同様の指標を用い、評価を行っている。

■事業の目的

「山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」より抜粋

(補助金交付の目的)

第1条 山梨県小規模事業経営支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、商工会若しくは商工会議所又は山梨県商工会連合会の行う小規模事業者の経営の改善発達・活動支援、合併した商工会への支援のための事業の充実を図るとともに、商工会に対する山梨県商工会議所連合会の指導の推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的とする。

■事業評価の状況)

図表III-1(9)① 事務事業評価自主点検概要

事業の実施状況と目標の実現度	21年度	22年度	23年度	24年度
	実績値	目標値	実績値	見込値
活動 巡回指導回数				
指標 活動指標達成率(実績/目標)	42,171	43,500	40,603	42,500
成果 支援により創業した企業数		93.3%		42,500
指標 活動指標達成率(実績/目標)	99	100	139	120
		139%		120

(出典：産業政策課より提供「事務事業自主点検シート」より抜粋)

このように県は当該事業の成果指標として「支援により創業した企業数」を使用している。これは、「新規創業数は、地域の経済や雇用創出に効果があり、数値化できる主要な指標であること」、「産業構造の変化が進む中、創業支援は地域経済の活性化に結びつくものであること」という考えにより指標として設定したものである。

上記のような県の考え方による成果指標の設定は、直ちに否定されるものではないが、補助金交付の目的や、様々な事業がそれぞれ効果を上げ、それらが集約されて全体として地域経済の活性化を目指している点を踏まえれば、個々の事業がそれぞれの目的に照らし適切に遂行・評価されることがより適切と考える。その意味では、当該事業の成果指標は、事業目的により直接的に関連する指標を用いることが適切である。

例えば「会員数の増加」や「産案件数の減少」などが考えられる。会員数は、団体の充実した支援活動に対する事業者からの評価が波及し、結果として増加するものと考えられるからである。また、産案件数は、団体の経営支援活動による経営改善や事業拡大の結果として減少するものと考えられるからである。最終的な目的や、数値の設定可能性も鑑みながら、事業の成果をより直接的に測定できる指標を採用し、効果的かつ効率的に事業を推進していくことが期待される。

(10) 個人情報記載された行政文書の施錠保管と自己点検の実施について

指 摘 (III-1 (10) ①)

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めている。しかしながら、産業政策課が所管する4つの事務において、個人情報が記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所であるロッカーに施錠等の対策が実施されていなかった。

個人情報記載された行政文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

意 見 (III-1 (10) ②)

業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。

「山梨県個人情報保護条例」では、実施機関は保有個人情報の『適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(条例第8条)』と定めている。「山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準」(平成27年3月)によると、「適切な管理のために必要な措置」のうち、物理的保護措置の例として、保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整備などが挙げられている。

しかしながら、産業政策課が所管する次の4つの事務において、個人情報が記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、物理的保護措置としての施錠等の対策が実施されていなかった。

- ・小規模事業経営支援事業費補助金補助対象者承認事務
- ・小規模事業経営支援事業費補助金交付事務
- ・中小企業連携組織対策事業補助金補助対象者承認事務
- ・中小企業連携組織対策事業補助金交付事務

個人情報が記載された行政文書について、許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべきである。少なくとも退勤時には施錠保管できるように、早急に対処する必要がある。

また、このように業務上のリスクを洗い出し、情報セキュリティ対策の不備・形骸化を防いで継続的な改善を実現するため、課単位で少なくとも年1回程度、個人情報の適正な取扱いに関する自己点検を実施することが望ましい。
なお、産業政策課の4つの個人情報取扱事務の詳細は、次の通りである。

①小規模事業経営支援事業費補助金補助対象者承認事務

項目	内容
事務の目的	商工会において、小規模事業者に対する経営・金融相談等を行う職員の人件費を補助する。
保有個人情報の対象者の範囲	山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付対象者
保有個人情報の記録項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、本籍・国籍 婚姻、家族状況、学業・学歴、職業・職歴、資格、成績・評価 健康・病歴、写真
保有個人情報の記録された主な行政文書の名称	補助対象職員変更承認申請書

②小規模事業経営支援事業費補助金交付事務

項目	内容
事務の目的	小規模事業が行う経営の改善発達などに対して、各商工会、商工会議所及び山梨県商工会連合会が、経営指導員、補助員、記帳専任職員等を設置して支援する。
保有個人情報の対象者の範囲	山梨県小規模事業経営支援事業費補助対象者
保有個人情報の記録項目	氏名、給与等の額
保有個人情報の記録された主な行政文書の名称	山梨県小規模事業経営支援事業費補助金交付申請書

③中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象者承認事務

項目	内容
事務の目的	山梨県中小企業団体中央会において、中小企業連携組織に対する指導及び組合等への指導等を行う指導員、職員を設置するための経費(人件費等)に対して補助を行う。
保有個人情報の対象者の範囲	中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象者

項目	内容
保有個人情報の記録項目	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、本籍・国籍 婚姻・家族状況、学業・学歴、職業・職歴、資格、成績・評価 健康・病歴、写真
保有個人情報が記録された主な行政文書の名称	指導員変更承認申請書

④ 中小企業連携組織対策事業費補助金交付事務

項目	内容
事務の目的	山梨県中小企業団体中央会において、中小企業連携組織に対する指導及び組合等への指導等を行う指導員、職員を設置するための経費（人件費等）に対して補助を行う。
保有個人情報の対象者の範囲	中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象者
保有個人情報の記録項目	氏名、性別、年齢、給与等の額
保有個人情報が記録された主な行政文書の名称	中小企業連携組織対策事業費補助金交付申請書

2. 産業労働部成長産業創造課

(1) 業務の概要

成長産業創造課は平成 26 年度組織改編により新設された課であり、成長分野進出担当及び新市場獲得・経営革新担当からなっている。
成長分野進出担当は、ものづくり産業の成長分野への進出、燃料電池関連産業の集積・育成及び海外展開の促進を主な業務とし、これらには県内の中小企業等が実施する新技術・新製品・医療機器開発の助成・支援、開発技術者の育成講座の開設、燃料電池実用化推進会議の開催、国際水素・燃料電池展への参加、工業製品等の海外展示会への出展支援が含まれる。
新市場獲得・経営革新担当は、県内事業者の新市場獲得及び経営革新推進を主な業務とし、事業者の事業計画策定支援、展示会の開催や出展等に係る助成、外部専門家による販路開拓サポート体制の整備等が含まれる。

(2) 成長産業創造課の主な事業

成長産業創造課で実施している主な事業は以下の通りである。

図表Ⅲ-2 (2) ① 成長産業創造課の主な事業

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
成長分野連携参入支援事業	4,265	4,195	<p>■目的 今後成長が期待される産業分野への進出促進</p> <p>■実施内容 県内企業を対象としたタスクフォース（以下「TF」とする。）の形成、コーディネーターの設置等による TF の活動支援</p> <p>■主な分野と TF 活動実績 ① クリーンエネルギー（マイクログリーン発電システム）の事業化 (TF) ・参加企業数：6 社 ・ミーティング回数：4 回 ・展示会出展：5 回 ・研究開発：1 件</p> <p>② スマートデバイス (航空機産業参入 TF)</p>

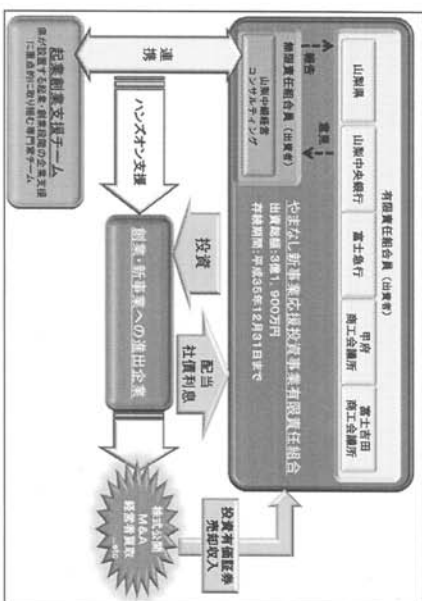
事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
産業振興 事業費補 助金	65,914	61,289	<p>・参加企業数：8社 ・ミーティング回数：6回 ・視察回数：5回 ・展示会出展：1件</p> <p>③医療機器（医療機器産業参入TF） ・参加企業数：19社 ・ミーティング回数：28回 ・視察回数：1回 ・研究開発：2件</p> <p>④燃料電池（燃料電池TF） ・参加企業数：8社 ・ミーティング回数：31回 ・視察回数：2回 ・展示会出展：1回 ・研究開発：1件</p> <p>■目的 今後成長が期待される産業分野への進出促進、産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成</p> <p>■実施内容 経営革新や業種転換を進める中小企業の研究開発の支援</p> <p>■補助金概要 ①成長分野中核技術研究開発事業 成長分野における県内の新たな産業の集積をリードする、コア企業となり得る新技術・新製品の研究開発への助成 補助上限額：20,000千円 補助率：2/3以内 採択件数：5件 補助実績合計：56,615千円</p> <p>②ものづくり基盤技術研究開発事業 技術力の強化や競争力の獲得を図るために行われる新技術・新製品の研究開発への助成</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
医療機器 開発人材 養成講座 開設事業	8,881	6,979	<p>医療機器の設計開発技術者を養成する講座開設準備（カリキュラム策定、運営体制整備等） ■カリキュラム概要 ①目的 県内企業において、医療機器の設計開発に係る指導的役割を果たせる人材の育成 ②内容 ・知識習得のための講義・設計・試作等(全60コマ) (講座名) 医療機器概論：日本の医工連携の現状と将来 医療機器材料概論：生物学的安全性・材料評価 等</p>
ジェトロ 山梨貿易 情報セン ター事業 費補助金	10,000	10,000	<p>■ジェトロ山梨貿易情報センター業務内容 (平成26年度) ・貿易投資相談（601件） ・山梨県内製造業の海外展開動向調査 ・各種セミナー・相談会（14回） ・海外商談会・見本市（14回） ・国内商談会（4回） ・輸出有望案件（専門化支援） ・新興国進出支援（8社） ・海外ミッション派遣（タイ・カンボジア） ・タイとの地域間産業交流（国内研究会4回）</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
やまなし 新事業志 援フレン ド	150,000	150,000	<p>■目的 成長分野における創業、成長分野への企業の参入の促進</p> <p>■実施内容 官民共同出資の投資フレンド「やまなし新事業志援投資事業有限責任組合」を設立し、投資を実施 ・規模：319,000千円 （うち、県の出資額150,000千円） ・設立日：平成26年8月26日 ・期間：平成35年12月31日まで ・県以外の出資者：富士急行㈱、甲府商工会議所、富士吉田商工会議所、㈱山梨中央銀行、山梨中銀経営コンサルティング㈱ ・投資企業：1社（平成26年度末時点） （図表「Ⅲ-2（2）①」参照。）</p>
中小企業 海外展開 支援事業	6,684	6,271	<p>県内中小企業の海外展開、販路拡大を支援するため、海外ビジネスサポートデスクの設置</p> <p>■設置地域 ・中国（平成26年11月開設） ・タイ（平成26年5月開設）</p> <p>■支援策 ・海外展開後の継続商談サポート ・販路開拓支援 ・県内企業の技術・製品のPR ・現地ニーズに関する情報提供等</p>
中小企業 経営革新 サポート 事業	15,240	13,772	<p>■目的 中小企業が実施する販路開拓、新商品開発等の経営革新に係る諸課題の解決</p> <p>■実施内容 中小企業支援機関が連携して行う支援方針の決定、外部専門家によるサポート、外部専門家によるサポート、市場開拓に要する経費の一部助成</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
燃料電池 実用化・産 業集積育 成推進事 業費	891	685	<p>■目的 燃料電池の本格普及に向け、産学官が連携し、燃料電池関連産業の集積・育成を促進</p> <p>■実施内容 燃料電池実用化推進会議の開催（平成26年7月） 議題：燃料電池に関係する各事業者の取り組み状況</p>
燃料電池 自動車普 及啓発事 業費	800	673	<p>■目的 燃料電池自動車の一般販売に向け、本県への燃料電池自動車の普及を促進</p> <p>■実施内容 やまなし燃料電池自動車ショーの開催（平成26年8月） 一般県民、市町村職員を対象</p>
燃料電池 関連産業 販路開拓 支援事業 費	6,145	4,817	<p>■目的 県内企業の燃料電池関連分野への進出機運を高めるため、国際水素・燃料電池展への出展等、販路開拓に向けた取り組みを支援</p> <p>■実施内容 ○燃料電池関連分野進出促進セミナーの開催（3回） ○国際水素・燃料電池展への山梨県ブース出展（5団体参加） ○国際水素・燃料電池展出展者事前セミナーの開催（1回）</p>
燃料電池 関連産業 集積・育成 支援事業 費	5,931	5,040	<p>■目的 県内企業が行う燃料電池に関する人材育成や研究開発を支援することにより、燃料電池及びその関連機器に係る企業の技術力向上を図り、関連産業への参入を促進</p>

事業名	予算額 (千円)	執行額 (千円)	概要
燃料電池 研究開発 支援事業 費	11,595	11,541	<p>■補助金概要 ①人材育成事業費補助金 県内中小企業が、山梨大学大学院の修士、博士課程に社員を派遣する事業に対し、入学科、授業料の助成 ②研究開発事業費補助金 燃料電池及び周辺機器の事業化、製品化のための研究開発に対し、助成 ※1件採択</p> <p>■目的 県内企業が山梨大学の研究成果を活用して行う研究開発活動の支援 ■実施内容 山梨大学燃料電池ナノ材料研究センターの実用化研究スペースを確保し、企業へ無償貸与する(4室)</p>



図表Ⅲ-2 (2) ② やまなしベンチャー支援ファンド出資金
やまなし新事業応援投資事業有限責任組合による投資の枠組み

(出典：成長産業創造課 HP「やまなし新事業応援投資事業有限責任組合(やまなし新事業応援ファンド)について」より抜粋)

(3) 同一企業への産業振興事業費補助金の交付について

意見(Ⅲ-2(3))
県は、平成24年度及び平成26年度において、同一企業の同一装置の研究開発に対して産業振興事業費補助金を交付している。産業振興事業費補助金の目的を鑑みれば、同一企業、同一装置の研究開発に対して、複数回、産業振興事業費補助金を交付することは慎重に行う必要がある。同一企業、同一装置の研究開発に対して、補助金を集中交付することが必要な場合があれば、交付要綱にその場合の規定を明記し、規定に従って当該補助金の目的を逸脱しないよう、慎重に検討したうえで、交付を決定することが望まれる。

産業振興事業費補助金は、第2章Ⅲ-2(2)成長産業創造課の主な事業に記載の通り、今後成長が期待される産業分野への進出促進を目的とした補助金である。県は、平成24年度及び平成26年度において、同一企業の同一装置の研究開発に対して産業振興事業費補助金を交付している。

図表Ⅲ-2(3) ① 同一企業、同一装置の研究開発に対する補助金の交付状況

交付年度	研究開発期間	交付金額	事業化年度
平成24年度	平成25年1月21日～	20,000千円	平成28年度予定
平成26年度	平成27年2月16日～	20,000千円	平成28年度予定
	平成28年2月15日		

(出典：「産業振興事業費補助金採択企業補助事業概要」より抜粋)

県の担当によれば、同一装置の研究開発ではあるが、中でも研究技術が異なっていること、外部有識者等で構成する審査委員会の審議を経て交付を決定したこと、また産業振興事業費補助金交付要綱にも同一企業の同一装置の研究開発に対する複数回の交付を制限する条件がないことから当該交付を決定したとのことである。

しかし、産業振興事業費補助金の目的は、山梨県の中小企業の研究開発を支援することにより、産業の活性化を図り、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、地域経済成長の原動力とすることにある。この目的を達成するためには、当該分野へ進出を目標と、より多くの中小企業の研究開発を支援し、新たな産業を創造することが必要になると考えられる。

従って、産業振興事業費補助金の目的を鑑みれば、同一企業、同一装置の研究開発に対して、複数回、産業振興事業費補助金を交付することは慎重に行う必要がある。同一

企業・同一装置の研究開発に対して、補助金を集中交付することが必要な場合があれば、交付要綱にその場合の規定を明記し、規定に従って当該補助金の目的を逸脱しないよう、慎重に検討したうえで、交付を決定することが望まれる。

(4) 企業化状況報告書の提出期限の遵守について

指 摘 (Ⅲ-2 (4))

産業振興事業費補助金交付要綱には、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間毎会計年度終了後30日以内に、企業化状況報告書を知事に提出しなければならないと定められている。しかし、企業化状況報告書が交付要綱に定める期間内に提出されていないものが散見される。

企業化状況報告書を適時に提出させることにより、産業振興事業費補助金の施策としての効果を適時に測定し、変化の激しい事業環境に晒されている民間事業者に対する施策の継続・見直し・微調整を速やかに判断するべきである。また、補助事業者が必要とする支援を速やかに把握し、関係各所と連携して速やかに支援を実施することが産業振興事業費補助金の目的に合うものである。したがって、県は補助事業者に対して交付要綱の定める期間内に提出されるように徹底しなければならない。

産業振興事業費補助金は、ものづくり産業の活性化を図るため、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、経営革新や業種転換を進める中小企業の研究開発を支援することにより、産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的とする補助金である。

平成23年度以降の産業振興事業費補助金の交付実績は以下に示す通りである。

図表Ⅲ-2 (4) ① 産業振興事業費補助金交付実績

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
成長分野中核技術研究開発	2件 39,465千円	3件 59,939千円	3件 50,722千円	3件 52,800千円
ものづくり基盤技術研究開発事業	4件 15,270千円	2件 8,703千円	1件 4,674千円	—
成長分野中核技術研究開発事業(テクノフォース関連枠)	—	—	2件 5,893千円	1件 5,000千円
合計	6件 54,735千円	5件 65,642千円	6件 61,289千円	4件 57,800千円

(出典：成長産業創造課から提供「産業振興事業費補助金(債務負担行為)採択企業補助事業概要」より要約)

産業振興事業費補助金の交付に関しては、補助金交付後も補助事業者の研究開発の企業化状況を把握するため、補助事業者に定期的に企業化状況報告書の提出を義務付けている。

具体的には、産業振興事業費補助金交付要綱第15条に、「補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る1年間の企業化状況率について、産業振興事業費補助金に係る企業化状況報告書を知事に提出しなければならない。」と定められている。

しかし、企業化状況報告書の提出日を確認したところ、以下に示す通り、交付要綱に定める期間内に提出されていない場合が散見された。県はこれまで、交付要綱に定める期間内に提出するよう補助事業者に督促していることであるが、結果として期間内の提出が得られない状況にある。

図表Ⅲ-2 (4) ② 企業化状況報告書の提出時期

研究開発期間	決算 月	企業化状況報告書 提出日	事業化予定 年度
交付年度：平成23年度		平成25年度	平成26年度
例1	平成24年1月20日～ 平成25年2月28日	7月 なし	平成27年 8月19日
例2	平成24年1月20日～ 平成24年12月28日	3月 平成26年 11月25日	未提出 平成27年度
例3	平成24年1月20日～ 平成24年12月19日	7月 平成26年 11月21日	平成27年 7月28日
例4	平成24年1月20日～ 平成25年2月28日	5月 平成26年 11月29日	平成27年 8月17日
例5	平成23年1月20日～ 平成25年2月28日	4月 平成26年 12月3日	平成27年 8月21日
交付年度：平成24年度			
例6	平成24年9月6日～ 平成25年7月5日	3月 —	平成27年 8月7日
例7	平成24年9月6日～ 平成25年11月5日	2月 —	未提出 平成27年度
例8	平成25年1月21日～ 平成26年1月20日	9月 —	平成27年 7月31日